

那覇港管理組合港湾施設管理条例の一部を改正する条例

那覇港管理組合港湾施設管理条例（平成 14 年那覇港管理組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 旅客施設料金の項を次のように改める。

旅客施設料金	(2) 那覇クルーズターミナルを利用する旅客船の取扱い 入港時の旅客人数 1 人につき ただし、日本船舶が沿海通航船として入港し、かつ出港する場合、入港時の旅客人数 1 人につき 280 円とする。	580 円
--------	---	-------

別表第 2 備考 3 の次に次のように加える。

- 4 「沿海通航船」とは、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）に規定する沿海通航船をいう。

附 則（令和 6 年 12 月 2 日条例第 4 号）
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。